#### 一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

# 互助会報

平成30年

4

月号

#### 発 行

一般財団法人 青森県市町村職員福祉互助会 〒030-0802 青森県青森市本町5丁目1番5号 TEL: 0 1 7 - 7 2 3 - 6 5 2 7

平成30年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算の状況	3
事務局から	4
ご存知ですか? 医療費請求の手続き	5
平成30年度福祉互助会会員研修旅行について	7

#### 会員の動き

現職会員数 6,911名 退職会員数 7,428名 (配偶者会員等を含む) 計 14,339名 (平成30年3月31日現在)

### 平成30年度

## 事業計画及び収支予算の概要

### 総括事項・事業の種類等

#### 1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	32	72

#### 2 会員の数

	現 職	会員	退職会員	合 計	
区分	会 員 数 (人)	加入率(%)	(人)	(人)	
平成28年度末実績	7,154 69.1 7,66		7,666	14,820	
平成29年度末推計	6,910	66.9	7,500	14,410	
平成30年度末推計	6,840	66.9	7,297	14,137	

#### 3 役員の数

評 議 員	理事	監 事	計
10	9	3	22

#### 4 掛金の給料に対する割合(財源率)

 $\frac{5}{1,000}$ 



#### 5 事業の種類

(単位:千円)

Į	 頁		目	事業計画額	概
公益事	助	成	金	1,000	地方自治の振興及び住民福祉の向上を図るための事業として、 各自治体が実施している美化運動に対し、助成金を交付。
尹業		計		1,000	
給	医療	給付	十 費	242,480	60歳以上の退職会員とその配偶者及び配偶者会員等に対し、健 康保険等適用の自己負担額から、1件当り4,000円を控除した額 を給付する。
一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	退会給付費 31,869				現職会員及び退職会員等が退職(任意退会含む)又は死亡した 場合、納入掛金を退会規定により給付。
·	表	彰	費	10,000	1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記念品を贈呈。
業		計		284,349	
福	研修旅	行助	成費	5,840	退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企画した国内・ 海外研修旅行に参加した場合、助成金を支給。
利事	互助会	報発	行費	3,737	年3回程度、全会員に互助会報を配付。
業		計		9,577	

## 収支予算の状況

平成30年度収支予算の予 定は次表のとおり、経常収 益合計が386,288千円、経 常費用合計が371,015千円 となり、当期経常増減額は 15,273千円の当期利益金と なる予定です。

なお、この当期利益金に ついては、正味財産に積立 てることとし、平成30年度 における総資産は2,351,177 千円で正味財産は1,079,084 千円となる予定です。

#### 平成30年度収支予算の予 平成30年度収支予算 (予定)

(単位:千円)

	科	目	金 額		科		目	金	額
	基本財産	1		公益事業費			1,000		
	基本財	産受取利息	1		助	成	金	1,000	
経	受取掛金		151,941	経	給付事	業費		284	1,349
浒	受 取	掛金	151,941	مِيْدِ	医;	療 給	付 費	242	2,480
常	雑収益		234,346	常	退;	会 給	付 費	31	,869
収	受 取	利 息	50	曹	表	彰	費	10	0,000
	有価証券	<b></b> 等運用益外	234,246	只	福利事	福利事業費			),577
益	雑	収 益	50	] 用	研修旅行助成費			5	5,840
					互助会報発行費			3	3,737
					その他			76	5,089
	合	計	386,288		合		計	371	,015
平月	平成30年度当期経常増減額 15,273								
平月	平成30年度末正味財産残高 1,079,084								
	(必次 売り 9月 1777 日)								

(総資産2,351,177千円)

### 会員の皆様へのあ知らせ

## 医療給付事業における一部負担金(控除額)が、段階的に引き上げられます。

医療費の請求につきましては、平成30年2月16日以降の受付分から<u>控除額は3,000円</u>から4,000円になっております。

また、平成31年2月16日以降の請求受付分からは、<u>控除額5,000円</u>になりますのでご注意願います。

なお、過去に受診していた分の請求書(医療費請求の時効は診療月から2年)を、 まだ出していない方は、くれぐれも忘れないようにご注意願います。

## 事務局から

#### 【退職会員等の皆様へお願い】

#### ◎銀行口座・住所の変更について

必ず互助会事務局にご連絡下さい。手続きがなされませんと、給付金が銀行口座に 入金されなかったり、互助会からの通知などが返送され、連絡がとれない場合があり ますので、ご注意願います。

#### ◎継続会員の手続きについて

退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには、継続会員の手続きが必要となりますので、必ず福祉互助会事務局に直接お申し出下さい。

#### ◎医療費の請求手続きについて

診療を受けた月の初日から末日までをまとめて下さい。(院外処方の薬局分は合算してください)同じ月に異なる医療機関で診療を受けた場合は、医療機関ごとの請求と、入院・外来も別々の請求となりますが、総合病院で2科以上の受診については1件として請求してください。ただし、歯科は別請求になります。ご注意願います。また、医療費を請求の際に添付する領収書を他にご利用の方は、コピーで請求して下さい。

なお、当月分の請求を当月中に請求なさる方が見受けられますので、必ず翌月以降 に請求して下さい。また、医療費請求の時効は2年です。

#### ◎その他(注意点)

変更等の手続きについて、青森県市町村職員共済組合への届出をすることにより、当互助会への手続きも完了されているものと思われているケースが見受けられます。

共済組合への届出をしても、福祉互助会の手続きはおこなわれませんので、変更等がある場合は、必ず福祉互助会事務局へ直接ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。



#### ●請求方法

本人からの請求により支給

医療費請求書で請求

請求書に医療機関の領収書(写し可)を添付

#### ●対象者支給基準

60歳以上70歳の誕生月(1日生まれの人 は前月末日の属する月)までの退職会員 (配偶者会員等含む)及びその配偶者 1ヶ月単位で、ひとつの医療機関に自己負 担額4,000円以上支払った時4,000円を控除 した後の額を支給(100円未満切捨て)

●支給例 (自己負担額)

(控除額)

(支給額)

17.850円

- 4.000円

= 13,800円(100円未満切捨て)

※ 医療給付限度額の設定(1年間の給付限度額が10万円)

一会計年度(4月給付分〜翌年3月給付分までの1年間)の医療給付金額を退職会員(継続・配偶者会員含む)及びその配偶者それぞれ10万円が限度となります。ただし、10万円超えた分の医療費については、翌年度あらためて請求できます。

- ◎ 請求の際の注意点等
  - ① 暦月ごとに計算

月の1日から末日までの受診について1ヶ月として計算します。

② 病院・診療所

甲の病院と乙の病院で同一月に受診したときは、双方の合算ではなく、それぞれ1件とします。

③ 総合病院

総合病院において、2科以上の診療科で受診したときは、1件として取り扱います。ただし、歯科は別請求になります。

④ 入院と通院

一つの病院や診療所においても入院と诵院は、それぞれ1件として取り扱います。

⑤ 外来と調剤

医療機関での外来診療に伴う調剤分は、合算して請求してください。

6 療養費

コルセット代等療養費払いの対象となるものは、給付の対象となります。

⑦ 入院時食事療養費

入院時食事療養費標準負担額は、給付の対象となりません。

⑧ 差額ベット費用

差額ベット費用は、給付の対象となりません。

9 請求できる医療費

健康保険法に定められた保険診療に限られます。自由診療(保険適用外)は、給付の対象になりませんので、医療機関から領収書をもらう際に保険適用分の領収書を記入してもらって下さい。特に、調剤、歯科、整骨院などの場合は注意が必要です。

医師の証明書のない、マッサージ・鍼灸などは自由診療となり、給付の対象となりませんので、 ご注意下さい。

① 請求書に添付する領収書

医療機関から発行された領収書を他に使用する方は、コピーで請求して下さい。

⑪ 請求された医療費

事務局に届出されている会員の銀行口座に振込みされます。

### ++++++

## 福祉互助会会員研修旅行について

例年、会員の皆様より好評をいただいております研修旅行を、今年度も引き続き実施する ことといたしました。各コースとも内容を充実させた旅行となっておりますので、多数の 方々のご参加をお待ちしております。

#### [国内コース]

○Aコース・・・<佐渡ヶ島周遊と名湯草津温泉4日間の旅>

旅行期間:7月2日(月)~7月5日(木)

旅行費用: 158.000円

旅行会社:ジャパン・アート・トラベル青森

日 程:東北・北陸新幹線乗継 新潟港よりジェットフォイルで佐渡へ

佐渡トキの森公園、小木たらい舟体験、及び史跡佐渡金山めぐり

名湯草津温泉及び軽井沢散策等

Bコース・・・<熊本・宮崎・鹿児島と西郷隆盛ゆかりの地4日間>

旅行期間:11月4日(日)~11月7日(水)

旅行費用:156,000円

旅行会社: 東奥日報旅行センター

程:青森発⇒羽田⇒熊本空港 熊本市内細川家ゆかりの水前寺成趣園散策

熊本城二の丸広場から見学、高千穂観光、天の岩戸神社外 青島神社、西郷どん大河ドラマ館、鹿児島⇒羽田⇒青森空港

#### [海外コース]

○Cコース・・・<シンガポール・マラッカ・クアラルンプール7日間の旅>

旅行期間:10月14日(日)~10月20日(土)

旅行費用: 316.000円

旅行会社:東奥日報旅行センター

程:青森・羽田発⇒シンガポール到着 世界遺産シンガポール植物園

セントーサ島観光→夜の動物園ナイトサファリ、マーライオン

世界遺産の街マラッカ観光→青雲亭寺院、海の博物館外

\*旅行コース内容等詳細につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。



### 募集要項

#### 1 参加資格

退職会員(その配偶者含む)及び配偶者会員並びに継続会員とする。

なお、年齢については、70歳を限度とするが、次のような場合は特例として参加できる ものとする。

- 会員本人が70歳未満で、その配偶者が70歳以上でも、同伴の場合は参加できるものと する。
- 会員本人が70歳を超えていても、その配偶者が70歳未満で、同伴の場合は参加できる ものとする。

#### 2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「申込書」の郵送受付とし、電話による受付は しないものとする。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとする。

※ 申込書の受付、旅行代金の振り込み、その他の対応全般について 旅行会社直接となっておりますのでお間違えのないようご注意願います。

#### 3 助成金について

平成25年度から、一般財団法人移行に伴い助成の範囲を掛金納入者である退職会員(その配偶者は含まない)と配偶者会員のみとなっております。

また、助成する金額は、毎事業年度の予算の範囲内で決定することとし、今年度の助成金額は、退職会員(その配偶者は含まない)及び配偶者会員に6万円を助成することといたしました。

なお、助成の制限・対象としては、国内及び海外に関わらず一度助成金の支給を受けた 者は以後5年間は助成出来ないこととし、退職会員(その配偶者は含まない)及び配偶者 会員とも70歳までが助成金の対象となります。

助成の方法は、旅行代金に充当させるものといたします。

#### 4 その他

- (1) 海外コースは最小20名、国内コースは最小25名で実施することとし、最大40名とする。
- (2) 各コースの詳細と申込締切日等については、同封のパンフレットをご確認ください。
- (3) 申込後のキャンセルについては、キャンセル料が必要となる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 今後航空機の燃料費が値上りとなった場合には、前記の旅行費用に差額が生ずる可能性があります。出発日までに変更が生じた場合には別途請求させていただきますので予めご了承ください。
- (5) 参加資格、助成金等に関し、不明な点については、福祉互助会事務局までお問い合わせださい。

○福祉互助会:事 務 局

TEL 017-723-6527 FAX 017-723-5619

(6) 旅行関係全般ついては、直接旅行会社にお問い合わせくださるようお願いいたします。

○旅行会社:

ジャパン・アート・トラベル青森TEL 017-773-3343東奥日報旅行センターTEL 017-773-777

## ACE AOMORI

アップルパレス青森は青森市繁華街の およそ中心に位置し市内の観光スポットへの アクセスも便利な都市型ホテルです。 青森にお越しの際はアップルパレス青森を ぜひご利用ください。



#### 😵 ご宿泊料金 🚷

●シングルルーム

(素泊まり)6,500円 (朝食付き)7,500円

●ツインルーム

(素泊まり) 5,500円 (朝食付き) 6,500円

●和室(2名様で宿泊)

(素泊まり) 7,000円 (朝食付き) 8,000円

●和室 (3 ~ 5 名様ご宿泊)

(素泊まり) 5,000円 (朝食付き) 6,000円

●互助会員限定会席付きプラン・フルコース付きプラン

(ツインルームご利用時) 10,040円

消費税・サービス料込・おひとり当りの料金です。 お車の駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。



# 青森市本町5丁目1-5 https://apple-palace.com/

で予約・お問い合わせ先

TEL 017-723-5610

(宿泊課直通)

最寄りの交通機関のご案内 (お車をご利用の場合)

●青森空港

約20分 約40分

●青森中央 | C

約15分